

平成23年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月7日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第6号 財産の無償譲渡について
- 日程第2 議案第7号 包括外部監査契約の締結について
- 日程第3 議案第8号 瑞穂市企業立地促進条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 瑞穂市福祉作業所条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第11号 瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第12号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第13号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第14号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第15号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第16号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第17号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第19号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第20号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第21号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第22号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第23号 平成23年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成23年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第25 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第26 議案第31号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武 雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨 男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆 義	16番	広瀬 時 男
17番	若園 五 朗	18番	星川 睦 枝
19番	藤橋 礼 治	20番	小川 勝 範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
--------	--------	-----	---------

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第6号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第1、議案第6号財産の無償譲渡についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第7号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第7号包括外部監査契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第8号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第8号瑞穂市企業立地促進条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本条例につきましては別に反対するわけではありませんけれども、他の自治体での状況がどうなっているのか。そして、その実績はどうなのか。その点について、まずお聞きをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの西岡議員の御質問ですが、他の市町村につきましては、県内の大半の市町は設置がされております。近くで設置していないのは北方町、それと岐南町ぐらいということで、瑞穂市と3市町になっております。実績につきましては、岐阜市、山県市含めて安八郡神戸町に至っては過去に1件、山県市については2件、岐阜市についても1件ということですので、大半は活用があまり少ないというような状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、大半が活用が少ないという報告がございました。そういう状況の中でこの条例を提案するわけですから、やはり事前の調査・研究というものが行われていると思うんですね。それは一体どういう観点からどのような調査が行われているかについて、ちょっとお聞きをしておきます。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 基本的には岐阜県の企業立地促進事業補助要綱がございますので、これに合致するような形で考えておりますし、先ほど言いましたように羽島市、本巣市、山県市とか神戸町、岐阜市、大垣市周辺の市町についてはすべて調べまして、基本的には同じような形で進めたいと思って作成をいたしました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 条例案の内容そのものについては、比較検討しながら具体的に起案はできるわけです。問題は、企業誘致をする場合に相手方の企業が何を求めているのか等についても大事な点ではないかと思うんですね。

ちなみに、ちょっと古いんですけども、帝国データバンクが2005年8月から9月にかけて調査をした資料がございます。そこで自治体向けに調査をする。そして企業向けにその意向を調査をする。要するに、自治体の意向としては、立地における自分ところの強みはどのくらいにあるかというふうなことを調査しますと、48自治体に対してやったところ、最も多かったのは交通アクセスの容易さ、これが6割、29自治体ですね、構成比60.4%。その次が助成制度、28自治体、58.3%。続いて労働力確保の容易さが22自治体で45.8%。周辺の居住環境については10自治体で20.8%が強みだと。これは自治体の側が自分の自治体の強みとして考えているところなんですね。それに対して、自治体が立地の最重視をする点はどこかということ、3項目まで尋ねているわけなんですけれども、一番多かったのが地域の雇用拡大、45自治体、構成比で93.8%。以下、地場産業、企業の振興が36自治体、75.0%。続いて地場産業、企業の技術

高度化が27自治体の56.3%ということで、自治体側の誘致の目的で一番多かったところは何かということの調査結果なんですね。

問題は、企業の方はどういうふうな意向を持っているかということですね。自治体の意向と企業がどこで一致してどこでずれているか、こういうことを把握をしなきゃいけないわけです。それで、国内での立地関連投資を計画する企業1,286社に対して、立地先の選定の決め手となる条件というのは一体どこなんですかということを経営者3名まで尋ねた。その中で一番多かったのが交通アクセスの容易さで、半数以上に当たる710社、構成比55.2%。次いで周辺の居住環境、約3割に当たる366社で28.5%。以下、労働力確保の容易さが280社で21.8%。さらに産業集積度が150社で11.7%ということは、ちょっと今出てきていない言葉がありますよね。何かというと補助金や税制優遇などの助成制度、これを上げた企業は1割弱にとどまる122社の9.5%にすぎなかったと。こういう結果が出ておるんですね。

これが5年前と今の経済情勢を含めてどの程度変化しているかということはよくわからんのですけれども、大体不況の底の方で呻吟をしておるという状況については変わらないだろうというふうに思いますので、問題は、こういうふうに見てくると、企業の側がその自治体を選定するための条件とは一体何なのか。さらにもっと言えば、どういう企業がということも問題だと思えますよね。そういうことを事前に調査をした上で、我がまちにはどういう企業の誘致をポイントを絞って求めていくのか、こういう自治体側の観点という問題があると思えますね。ですから、そういうところを絞って調査・研究をして提起をしていかないと、条例なんか簡単につくれますからね、はっきり言って。パソコン一つあったら何でもできるんですよ、今。本当に自分の腹に入っておるか入っていないか関係なしに、ぱあっと見れば、どんな難しいやつでもすぐパソコンでできちゃうんですよ。そういう時代なんですね。ですから、やはり肝心なことは、自分たちの頭でどうやったらいいかということを実体的に考えること、そういう訓練を我々自身がしていけないと、形だけつくっちゃっても中身がね。条例はそのままずっと生きて例規集の中に存在しますけれども、実際はなかなか難しい。こういうことになるのかと思いますので、その問題意識の鋭さも含めて、もうちょっと切り込んでいくという姿勢が必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 西岡議員御指摘のとおり、この経済状況の中で、なかなか企業誘致については難しいと思います。ただ、瑞穂市につきましては、ちょうど南側には名神高速道路、安八町の方でスマートインターの計画もされております。ただ、東海環状の関係で大野神戸インターの設置も計画されておりますし、既に用地買収もおおむね終わったような状況でございます。先ほど言われましたように、こういう立地条件の中で、できるだけ公害等の少ない、そして雇用の確保ができるような企業の誘致について積極的に努力をしていきたいという

ことで、先ほど言いましたように県の企業誘致の関係プラス市の方でも補完できるような条例の制定を今回お願いするものでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第9号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第9号瑞穂市福祉作業所条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第10号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第11号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第6、議案第11号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第12号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第12号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第13号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第8、議案第13号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議案第13号の瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質問をいたします。

今回の条例改正は、粗大ごみの有料化をしたいということでの提案でございます。この提案は、ごみ問題の審議会で審議され、その答申の中に、瑞穂市のごみを減らすために大まかに言って三つのことが答申されたんじゃないかと思えます。

一つは、リサイクルセンターをつくって再利用をしていくと。さらに、ごみ収集体制について巣南町と穂積町時代の収集体制が違うので、これを統一していくと。さらに、ごみを有料化したいという主な三つの答申ではなかったかと私は理解しております。そういう点で、今回のごみの有料化問題については、2点目のごみ収集体制が、現在、旧穂積と巣南の収集体制が違うという状況の中で、矛盾が出てこないかどうか質問をいたします。

旧巣南の場合は、可燃物は同じ体制ですけれども、資源ごみとして完全に資源ごみ化をして業者が引き取るという形の収集体制をとっております。旧穂積の方も分別はされておりますが、完全な資源ごみとの分別まではいってなくて、業者が収集して美来の森へ持ってくるというような関係にあるわけでございます。そういう点で穂積の方の収集体制のごみは、一般的には粗大ごみに出すごみの収集体制になっておるんじゃないかと私は思っております。このままでいきますと、穂積の収集のごみの内容は、本来粗大ごみであるならば、今回の有料化の対象に

なるごみが多いと私は理解しております。巢南はそういう収集体制にないですから、皆有料化のごみ袋に入れて美来の森か居倉へ持っていくと。穂積の場合は今までどおりの収集体制ですうっと無料化で続くという、そこら辺の矛盾は出てこないかということについてお尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今の小寺議員の質問に対してお答えいたします。

旧巢南地区、旧穂積地区の分別回収の統一で矛盾が生じないかという点ですが、今、旧穂積地区の木曜日の不燃系のごみの回収のことだと思いますが、統一に関しましては、その部分も含めまして200円の袋に入れていただきまして、美来の森等へ持って来ていただくというものでございますので、旧の巢南地区も、今まではその部分に関しましては居倉の集積場、美来の森へ持ってみえたかもわかりませんが、統一という意味では、この8月1日から統一できるものと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 確認をいたしますけれども、穂積の不燃物の収集は、要するに有料化するということですから、収集は各地区へ集めて収集しておるやつをやらないということですか。それもあわせて一緒にこの中に入れてこんといかんけど、全然そのことは議会へ報告もないし、地元へもそう説明してあるんですか。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 地元へは自治会での統一の部分で、今までもプラスチックの中でも、資源の有料化のものも木曜日で回収しておるわけですので、その部分で分けていただくということで、自治会等の総会等では説明したつもりでございます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第14号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第9、議案第14号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

後刻訂正発言あり

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第15号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第15号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第16号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第11、議案第16号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） おはようございます。議席番号11番、日本共産党の土田裕です。

議案第16号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算について質問をさせていただきます。

46ページに書いてある一般会計繰入金ということで、補正前が2億8,835万2,000円、補正額が380万1,000円、計2億9,215万3,000円と記載をされています。その節の中の区分で保険基盤安定繰入金という項目がございます。これは保険の軽減分、7割減免、5割減免、2割減免という国からの補助でございます。

それで、質問の内容でございますが、一般被保険者の数に応じて平均の保険料の税を一定額公費で補てんするというものでございますので、これは所得の低い人を抱える市町村を支援する制度でございます。これは国が半分、都道府県が4分の1、市町村、瑞穂市の場合では4分の1の負担の割合でございます。それで、瑞穂市で保険税の軽減の対象となった被保険者の数と、平均保険税の下の目の中に支援分というものもございませうけど、平均保険税の数値をお伺いしたいと思っておりますが、区分の02番の保険者支援分というものもございませう。これは中間所得層を中心とした保険税を軽減するという制度でございます。この二つを、中間所得層を知

る上で、昨年の瑞穂市の課税所得別の被保険者数の2点を質問させていただきます。よろしく
お願いいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問いただきました一般会計からの繰
入金、その中で保険基盤安定繰入金、保険税の軽減分と保険者支援という部分の御質問でござ
いますが、先ほどお示しいただきましたとおり、01の保険税軽減分につきましては7割、5割、
2割の軽減をした金額ですね。当初創設されたときは国の方が2分の1、県が4分の1、自治
体、市が4分の1ということで軽減した総額を補てんしておったんですが、17年だったと思
いますが、制度が変わりまして、国の方は軽減分については交付税措置をするということで、県
の方に交付税がおりてくると思いますが、それ以後は県が4分の3、市が4分の1を負担して
入れてくれるというものでございまして、これはその全額を入れていただくということになり
ますし、保険者支援につきましては、内容は御説明いただいたとおりでございまして、非常に
軽減世帯を多く抱えた保険者を支援するためにということで、これも国が2分の1、県が4分
の1、市が4分の1ということで、総額をちょうだいしておるわけですが、その算定の根拠の
御質問ですが、まず保険者支援分についての1人当たりの平均ということでございまして、算
定につきましては、被保険者の中には一般被保険者、退職者保険者の方と2種類あるわけ
ですが、退職者の方については各被用者保険から支払い基金を通じてお金をちょうだいして
おりますので、対象にしたのは一般被保険者のみでございまして。

さらにその中で段階を分けてありまして、医療分と後期高齢者支援分、介護分とそれぞれに
人数を出して算定しておりますので、一概にずばりの数字は出てきませんが、一般被保
険者の22年の実績でもってきておりますが、7割、5割の方が対象になります。医療分とし
ましては、軽減の対象になっている方は3,005人ということになります。

さらに平均の保険料ですが、前年の一般分の収納額を一般の被保険者で割った平均が6万
316円という通知が今回来ております。後期高齢者の支援分としましては、同じルールで平均
が1万6,856円、介護分につきましては平均で2万2,264円。後期の支援分の人数としましては、
減額対象者は3,005人です。介護分につきましては913人という状況になってきております。
これらの平均に減額、軽減された世帯数を掛けて、国の一定率を掛けたものが支援分という形に
なって、国の方から2分の1ですね。その精算を今回させていただいておりますけれども、保
険者支援分、当初予算では2,660万3,000円という金額でしたが、41万1,000円を減額して2,619
万2,000円という算定結果になりますけれども、これの2分の1が国から、県が4分の1、市
が4分の1を負担しまして、トータルで最終的には2,619万2,000円というものを一般会計から
国保会計へ繰り入れするという状況になっております。

あと2点目ですね、所得の階層別の人数ということでございまして、21年度のものは、ちょ

っと今持ってきておりませんし、22年度について当初の段階から今算定しておりますので、実績が出次第、また御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

土屋隆義君に申し上げます。携帯電話は外へ出してください。速やかに出して議場の中へ入ってください。清水君、預かって。

日程第12 議案第17号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第12、議案第17号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第18号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第13、議案第18号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第19号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第14、議案第19号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第20号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第15、議案第20号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第21号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第16、議案第21号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第22号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第17、議案第22号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第23号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第18、議案第23号平成23年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

議案第23号平成23年度瑞穂市一般会計予算についてお尋ねをいたします。

この件について、私も反対というわけではないのですが、一般会計予算について、歳入の減債基金についてお尋ねをいたします。

平成23年度は骨格予算であると、市長の所信表明、提案説明の中にも、23号について骨格予算として主に経常経費を中心に予算編成を行いましたというようなことも伺っております。それなのに、この部分の減債基金繰入金のことについて、減債基金は本年度骨格予算でありながら本当に必要なのか、また、その基金を崩してまで下水道事業対策基金積立金に入れなければならなかったのか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、床田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新年度予算の編成の中で、財源手当をどのようにするかということでございますが、減債基金から2億を入れておりますのは、これは財政的な運用上の問題でございますが、お手元に予算概要ということで資料を配らせていただいておりますけれども、21ページと22ページに従前の基金の残高等の見込みとか書いてあるわけでございますが、本来減債基金というのは、将来的な公債費に充当するために積んできておるものでございまして、その財政運用の中で公債費が4億を上回るような状況になった場合、その上回る部分を補てんしようかということで運営をしてきております。そういったことで、公共下水道の積立金の資金を捻出するとか、そういった筋合いではなく、財政計画に沿った運用上の範疇で2億の取り崩しをしたということでございます。

通常、例えば公共施設とかといった目的を持った基金については、その目的に沿って運用をしていくということでございますので、今回の減債基金はまさに目的を持った基金であって、運用上の範疇の中で2億を取り崩したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 財政計画の中で運用上と言われましたが、減債基金を使用してまで今回積み立てを崩さなければならないのか、その計画はどうであったか、もう一度お聞かせください。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 減債基金というのは、起債を発行しておりますよね、今まで合併特例債等。その合併特例債を発行することによって、将来公債費として元利償還が発生するということは予測できるわけですね。そのために、あらかじめ、その原資を交付税とか税で賄うのではなく、将来的に発生する財政負担を軽減するために基金を設けておきまして、その将来負担に用意するといった基金なんですね。ですから、今まで積んできた基金の残高が一定額あるわけですが、先ほどお話ししました、21ページに減債基金22年度末見込み15億あるわけですね。その15億を一遍に充てるわけじゃなくて、一定額を超えた分についてはここから取り崩しをして起債償還に充てていくという、運用上のためにつくられた基金ということでございますので、今回そこから2億を取り崩したと。先ほど申しましたように、23年度の起債償還額が4億を上回りますので、4億上回る分について多少ここから崩してということでございますから、起債の償還のための目的基金ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 財政計画と言われましたが、また見込みということでわかりましたが、では、今後の見込みの考えはあるのか、また積み立てていく今後の計画というものはお持ちでしょうか。

議長（小川勝範君） 企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 平成22年度の補正予算の中で、3億9,000万ぐらいの繰り上げ償還を実施しております。それをするときに検討いたしました。この減債基金に積み立てをするのか、あるいは借金を返してしまうのか、いろいろ検討をしたんですが、基金に積み立てればそれなりに果実も運営していきますけれども、今回は1.3%という金利の臨財債がございましたので、その繰り上げ償還に充てております。ですから、今後も財政的に余裕ができた折には、一方では取り崩しを予算上立てながら、補正の中でその取り崩しを減額したり、あるいは積み立てをするということもあり得ますね。今後の財政運営の中で、例えば税収等が増嵩してくる可能性があれば、基金に頼らなくても当該年度の歳入で賄えるということがございますので、その場合は基金の取り崩しを減額するなり、やめるということも可能でございます。そういったことで、運用上、弾力的に財政運営ができるように基金を残しておるということでございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

この減債基金というのは、実は平成の初めの方でこういう制度が法律で認められました。将来、元利償還するのにピークに来る、そういったときに元利償還がえらい、そのためにも余裕のあるときに減債基金を積んでおいてもよろしいよと、こういう法律ができて、どこの市

町におきまして、今この制度を利用して余裕のあるときに積んでおく。そして、それをまた利用して崩して元利償還に充てる。こういう法律で認められた制度で運用しておるわけでございますから、御理解をいただきたい。これは平成の初めの方に、ちょうど私、過去町長になりまして何年か後に法律で認められた制度です。財政調整基金、そして減債基金、その他の基金はそれぞれ目的を持った基金三つで運用をいたしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

この一般会計予算は大事な予算でございますので、各委員会、しっかり積算の根拠も踏まえてやられますが、私は総務委員会に所属しておりますので、最後2日間でその御指南も踏まえながらしっかり審議をするつもりでございますが、ただ、一つここでお尋ね申し上げます。

総合センターは非常に県下でも有数のセンターだということで自負しておるところでございます。特に音響におきましては、県下ナンバー2と言われております。そういう中で、今回大ホールの音響設備の改修事業は6,378万4,000円と工事請負費を組んでございますが、私、総務委員会でございますけれども、特にここを指摘し、お尋ね申し上げますのは、これは特殊な事業だと思っておりますので、その点、特に注視するわけでございますので、この件でお尋ね申し上げます。

この音響設備の積算の根拠、どのような業者で見積もりをなされ、こういう金額が出ておるのか、少しお尋ねをさせていただきます。きょうは総括でございますので、お聞きをして、その後総務委員会で、また文教委員会でやられると思いますが、それを受けて総務委員会で議論を課してまいりたいと思います。それだけお尋ね申し上げます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 御質問の総合センターの音響についてですが、開館以来、既に17年経過いたしております。音響のみならず照明もふぐあいが生じているのが実態でございます。それで、事業計画の中において一緒にやるのがいいか、別々にということで、大変な金額になりますので、音響ということで23年度に予算化をさせていただきました。この施設につきましては、教育産業株式会社というところが保守管理を行っております。したがって、修理を要するところ、費用、そういったもの見積もりは教育産業株式会社からいただいております。

先ほど言いました経年劣化によって修理をしなければならない、また修理が不可能な部分も出ておる、部品も供給期間が8年ということですので、既に17年がたっておるということで修理する部品もないということで、使用不可能な設備もあるということでございます。これにつきましては、文教委員会あるいは総務委員会等で資料を提出いたしたいと考えておりますので、

詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 失礼いたします。議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は平成23年度一般会計予算について質疑を行わせていただきます。

その中で、補助金事業についての質疑を行いたいと思います。

補助金事業につきましては、平成22年4月21日の臨時議会において、随時監査結果報告書が報告されております。これによりますと、監査は21年10月末から22年2月まで行われ、監査対象は20年度と21年度の補助金の業務執行について13課から抽出した9課26補助事業について行われました。

この結果ですが、まず一つ目、履行の確認。補助金事業が行われたかどうかという履行確認については、こう書かれています。

実績報告による書類確認がほとんどであり、記載事項の内容では判断が困難なものや収支報告が適切でないものがある。私もこの実績報告を見たことがありますが、合計幾ら、事業をしましたという実績報告書、紙切れ1枚です。

次に、2点目に記載内容の適切な指導と、随時に現地での履行確認に努められたいと、これが2点目です。履行確認の改善を求めています。

次に、「とともに」とありまして、繰越金額の多い補助事業に対しては、適正な補助事業執行の確認に努め、補助金額の削減の可能性も検討されたいと。

三つ目は、繰越金額が多いかどうかきちんと調べて、繰越金額が多ければ削減の可能性も検討されたいと書かれています。

最後に、厳しい財政状況の中、補助金事業についての必要性、効果をいま一度検証され、少ない投資で最大限の効果が得られるよう、補助金の算出根拠も含め検討されたいと。

これをまとめてみますと、まず実績報告書による書類確認がほとんどであることが改善されたいと言われ、2点目に現地での履行確認に努めなさいとあり、3点目に繰越金額が多い補助事業については削減を考えなさいとあり、そして補助金の算出根拠も含め検討されたいと出ておりますが、補助金事業について平成23年度、この監査結果を受けてどのような改善のもとに補助金が組まれたか、まずお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

補助金については、監査委員さんからもる御指摘をいただいておりますのでございまして、鋭意各補助金を交付している所管の方で見直し等行っておりますのでございまして、平成23年度の予算編成に当たりまして、これは22年11月に各課に予算編成方針ということで文書で配付

したところでございますが、その中で負担金補助及び交付金ということについて、時代に合った期間限定、周期を設定の補助以外新規事業は認めないと。それから、既存のものについては、補助団体の事業内容、実績報告書を精査し、補助単価や総額を見直すこと。担当課にて補助団体に多額の繰越金、飲食費等への支出がないか確認すると、事業ヒアリングの際に各課より提出のあった補助金評価シートに基づき削減、縮小を基本とし、21年度決算額を上回らないこと。また、市民協働で実施できるものは市民の協力を得て、補助金、交付金を減額させることというような文章で指示を出したところでございます。

その指示のもと、ここに書いてございます事業ヒアリングを実施し、各補助金評価シートというのを提出いただきました。その中には、慶弔費とかあるいは食糧費等があるものもあったわけでございますが、そこらにメスを入れるべきで、そういった対応をしまいたんですが、なかなか相手方もありまして、例えば食糧費等もお話を聞いてみると、それ相応の補助金の対象とする理由があるというようなことで、なかなか削減には結びつかなかったのが現状でございます。ただ、新年度予算の中で、ここで申しましたように新年度においては新規は認めない。なおかつ21年度予算の範囲でとどめるということになっておりますので、今後23年度の予算執行の中で補助金の交付団体との話し合いの中で、上限が設定されていますというようなことで推移をしていくことだろうと思います。

もう一つ、23年度については、シートを出していただいたんですが、削減できなかったという事実がございますので、もう少しシートの内容を見直しまして、メスを入れられる状況の内容をつかまないといけないなというふうに思っておるところでございます。

これから3月末をもって各事業が執行されまして、今の実績報告書等が出てくるわけですが、その中で今御指摘のように、紙1枚ですが、それに付随する資料等も持ってこられるわけですね。必要なものについてはコピーをして残すとか、あるいは担当者が確認したら、だれが領収書等で確認したかというのがわかるような、そういった検査をするようお願いをしておるところでございます。例えば、いろんな広告活動なんかでも膨大な領収書とかがあるわけですが、それをすべて保存しておくことが、コピーして残さなきゃなりませんので、紙代とかそれに要する費用も労賃もあるわけでございますので、そういうことを考えると、公務員が責任を持って確認をしましたという判こを押すことによって、かえられることもあると思いますので、そこら辺は所管、所管によって運用を考えてくださいという指示を出しておるところでございます。

なおかつ、今残額がある団体については、目的を持って残している場合があります。例えば、何年度にこういった事業をやりたいために貯金をしていくんだよ、基金に相当するような形で、そういう目的があるもの以外については、返還をしていただくという形をお願いをしておるところでございます、今後そういったものが積み重なって削減につながっていくのではないかと

というふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 幾つか予算編成方針で基準が決められていたと。その結果、補助金の評価シートというのをつくるようになったということですね。それから、削減には至らなかったけれど、評価シートというものが新たにつくられたと。しかし、なかなかメスを入れられなかったので入れられるようにしたいと、必要なコストかどうか。それから、領収書の確認をだれがしたか、領収書をちゃんと保存していただくようにということと、目的のある繰越金以外は返還を求めたいと、このようなまとめでよろしいでしょうか。

あと、この一般会計23年度予算につきましては、総務で詳しく検討されると思いますが、その際、3点の補助金についてきちんと必要な額かどうか検討していただくために、ちょっと申し上げたいと思います。

一つは、予算説明書の112ページに文化協会の補助金についてありますが、これも監査結果報告書に取り上げられましたが、文化協会と文化フェスタと美術展覧会と三つ文化協会関係に補助金が合計約680万出ていますが、この三つは一つにまとめて補助金を出すべきではないかという監査結果報告書が出ていますが、聞くところによりますと、三つの団体を全部ばらけて独立した団体にして補助金をもらうようにしたということをお聞きしましたが、監査報告では、文化協会の中にまとめなさいという改善が求められているにもかかわらず、三つに分離すれば今までどおりもらえるだろうと、そういう方向の改善というのかよくわかりませんが、この点について妥当かどうかを総務で検討していただきたいと思います。

また、119ページには体育協会に1,309万5,000円とありまして、この文化協会、体育協会の両方を合わせると約2,000万出ています。新規のものは認めないというのは、私は方針としてはおかしいと思うんですね。と申しますのは、この二つは教育費になりますね。社会教育費と保健体育費になりますが、体育協会の補助金も含めて社会教育的なものだろうと思いますが、今まで一般質問等で何度も申し上げましたように、趣味的な団体であることが非常に多いわけですね。瑞穂市は社会教育ですね、ボランティアも含めて社会活動をする公的な団体が非常に少ない。市民協働をやっていくためには、いまやどの市町もこういう団体への補助金を、例えば最初に3年間なりつけて、3万、5万、10万と非常に少ない補助金をつけて育成しております。ひとり立ちしたら自分たちでやっていってもらいたいという方向がいいと思いますが、こういう方向転換をしなければ、市民協働団体は育たない。したがって、市民協働は不可能になりますが、何年も言い続けていますが、こういう方向転換がいまだにない。新規の補助金も認めないとすると方向転換はできないことになってしまいますが、こういうことは検討されたのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 新規を認めないというのは、道理の新規事業についてということでございまして、例えば、国が示されたような新しい事業ということとはまた別でございましてね。ここで申します新規というのは、今までと同じような内容のものについての新しい補助については考慮しないということで、国が今行っているような事業に関連して発生してくるものについては、それは例外でございまして。ですから、今おっしゃられたこの事業に関しては、総務委員会の方でまた御審議いただきたいと思います。今後、補助金の質、あり方については23年度内において検討してまいりたいと思いますので、今おっしゃられたようなことについても、当然期限を切った補助というのはあり得るということで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） よくわかりました。要するに検討されたのは、補助金の量、額だけであって、今後は質の転換も図っていきたいという意味だろうと思います。市民協働に向けましては、瑞穂市の方向は、ひたすらボランティアでやっていただきたいという方向しか耳にしておりませんが、市民の市のために何かやりたいという気持ちを、イコールただ働きさせるという方向に受け取られてはいけないと思います。市民団体もわずかなお金でも委託して終わったらお茶1本、コーヒー1杯でも飲める程度にはしていかないと、いきなりボランティアで働けというのは到底無理だろうと思います。今暮らしも大変ですので、市民としては。ということで、補助金の質ですね。大変いい回答をいただいたと思いますが、量の削減、額の削減だけでなく、質の方向転換を主として図っていただきたいと思います。

これは総務でまた検討していただきたいんですが、2点目にふれあいフェスタについてお尋ねします。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君に申し上げます。きょうは総括質疑でございますので、熊谷祐子君から総務委員会に要望ということはできませんので、もしそういう事項がございましたら、議長を通じて申し出をしていただければ、私の方から総務委員会に申し出をしますので、きょうは質疑でございますので、個人では要望ができませんので、よろしく申し上げます。

3番（熊谷祐子君） はい、わかりました。

79ページに平成23年度945万とありますが、およそ1,000万出ているわけですが、これが堀市長になられましてから2日間やるようになったと。そして、22年度からは出店料でしょうか、これを5,000円取るようになりましたが、この中には障がい児を抱えた団体とか、ふだん無料で何の補助金も委託料ももらわないでボランティアでやっている、毎日のように活動をしている団体とか、何もお金がないので何かしらこの場で少しでも収入を得たいといって出店しているのに、そこでまた5,000円を取られるということですね。それから、朝、防災無線で、ど

ういうわけかふれあいフェスタだけきょうはありますという放送が流れますが、この1,000万円かけるふれあいフェスタの補助金、やり方が妥当かどうか。ちょっと私が市にお聞きしましたら、2日間やらないとあれだけの行事はやり切れないという回答を得ていますが、別に2日間やらなければ消化できない行事をやる必要はないわけですから、この辺がどういう積算根拠ですね、監査にありました2日分約1,000万円なのをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） みずほふれあいフェスタにつきましては、一昨年から2年間ににつきましては、2日間という形で今行っております。それにつきましては、天気の関係、それから行事の関係も、土曜日しか参加できない方とか日曜日しか参加できない方もございます。当時、旧巢南のときにも2日間行っておりました。これについてはかなり好評でした。瑞穂市になって当初1日になりました。そのときには、天気都合もありますので、雨が降っているような行事ができなかったということもございました。それで2日間に切りかわってやっております。出店者の方にはちょっと負担がかかったり何かもしてございますが、成功裏におさまっていると思います。23年度につきましては、和宮の降嫁150周年にもちょうど当たりますので、この関係のイベントも含めて、もう少し趣向を変えた形で行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） これに関しましては、平成23年度予算が決まっているわけですから、計画どおり実施されると思いますが、来年度に向けて本当にそれだけ必要なのかどうかを精査しながら、今年度やっていただきたいと思います。

三つ目に、農地・水・環境保全向上対策事業というのに、78ページにあります。831万8,000円があります。国と県からも来ているんでしょうか。これにつきまして、これは農業振興地域のみが対象だそうなので、穂積地区の者にとってはなじみがないんですが、船木、川崎、鷺田の3地域に分けて環境組合で事業が行われていると。昨年末に計画予定外の役員会が招集されて、年明けにあぜに芝を植える事業が打ち出されたそうです。これと補助金があるんですが、理由として事業資金が540万円残っていると。これを今年度使い切らないと新年度にももらえなくなるおそれがあるので、これを使うためにやりたいと。非常に季節外れな事業なわけですが、それで、中にいた農業改良委員たちから、だれがやるのかと、営農組合に委託したいという声がありまして、芝の植えつけ管理等の質問が出ましたら、船木地区でやることはやめると、環境組合が結論したというのがありました。先ほどから補助金をちゃんと精査するべきではないかと申し上げておりますが、年度末になってまだ540万あるから使い切らないと来年度もらえないからと。この評価シートというのは今年度出していただくわけですよ

ね。新年度からではないというふうに答弁を受けていますが、きちんと精査できるように。これは交付金事業ですから、きちんとした事業がなければ交付金はもらえない、カットされるのが当然だと思いますので、この辺の今お話し申し上げたことを執行部はつかんでいるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 農地・水の関係ですが、この事業につきましては、国の補助金、県の補助金、市の補助金を賄って事業を行っております。これは今まで県の単独事業とかいろんな事業がございました。かんがい排水事業、用水とか排水、農道整備事業というものがございました。特に23年度からは県の単独事業を減らすということで、今まで農道整備とかいろいろやっていたんですが、そういうものも直接土地改良施設等、水路とか道路を管理する地元の組合ですね、こういうところへ補助金を流して、身近な事業、必要な事業をやっていただくということで考えております。

22年度につきましては、今事業費が余っておるという話でございますが、4カ所協議会がつくってございますが、この事業の中で、協議会でいろいろ検討をされて事業を起こしていただいております。例えば、川崎地区につきましては、ホタルの養殖というものをやられたり、のり面に防草シートを張ってみえるところもございます。道路の路肩を成形された、今除草剤を多く使われますので、どうしても土の部分が流れちゃってれきが出たりなんかしていますので、こういうところの畦畔の保全とかいろんなことをやってみえます。先ほど言われましたように、中地区については、区長さん方は畦畔に芝生を張って、管理経費ですね、今、あぜの草刈りも実際やってみえる耕作者の方が少なくなって、土地を貸したりいろんなことをしてみえますので、所有権が移ったりなんかして遠くの方も見えますので、管理がうまくいっていないところもありますので、こういうものを使って、芝やなんか張って、少しでも省力化できないかということでいろいろ研究をしてみえます。そういうもので使っていくものですので、特に余ったからといって、事業枠がありますので、ほかへ転用されるという形ですので、急にすっと変えたわけではないと思っていますし、年度始めから既に協議会の中で関係者で寄って、指導している団体が昔の土地改良組合、政田用水とか菱野用水組合という組合がございまして、ここに土地改良事務所がありますので、本巢も含めまして、本巢、北方、瑞穂で臨時職員を1名雇っております。それと事務局長がいますので、そういうところの指導を得ながら、協議会と協議をしながら事業を進めておりますので、途中で事業内容が転換するようなことがございまして、当初から余るような事業計画を立てておりませんし、これは補助金ですので、ここで例えば余ったで急にやろうということではございません。ただし、23年度につきましては、本来は県単の土地改良事業という形で、市の方が直接行う部分についても、組合の方で事業実施ができるように県の補助金も国の補助金もついてきますので、今までですと県の補助金だけでしたが、

国の補助金もついてくるということで、組合につきましても、瑞穂市1本の組合にして、瑞穂市といっても先ほど言われましたように農業振興地域だけですが、ここの組合の1本にして、地域内で逆に市でやっていた簡易な補修についてもそういうところできないかというふうで、新年度になりましたらそういうことも含めて検討していきたいと考えております。

それと先ほどの500万という話は、追加で国の方の交付金があった部分があるかもしれませんが、急に寄せた部分については、詳しい内容まではわかりませんが、そういうこともございますので、適正にこの事業については運営がされているというように理解をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今の御答弁でちょっと疑問が持たれるのが2点ありますが、急にやることになったのではないだろうという御答弁でしたが、これは新年度に書類として計画が出されているでしょうから、それを見ればわかることですね。

それからもう一つは、この急な役員会の中で撤回しますと、各自治会でやってくださいと、環境組合としてはやらないことにしますと、急にそういうふうに事務局の方が言われたというような右往左往があったわけですから、本当に新年度から真冬に最初から芝を植える計画であったかどうか大変疑問ですが、以上三つだけ、私も監査の方と同じように抽出して申し上げましたが、先ほどの奥田部長の御答弁によりますと、22年度に比べれば23年度よりきちんと精査する方向にいつているようですので、この23年度の補助金の執行に関しては、より厳しい履行確認とか、書類で点検できるとか、現地の確認もせよと監査から言われておりますから、大変御苦労さまですが、きちんとやっていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 12番 小寺徹でございます。

23年度の一般会計予算について質問いたします。

冒頭の市長の所信表明の説明の中でも、今回は市長選前ですので、予算案は経常経費と継続事業について予算を組んだという説明でございました。要するに、新たな政策的な事業については市長選後に予算化をしたいということだと思っております。今回の予算を見ますと、支出の部分でも全部事業に対する予算と格付が済んでおりまして、予備費というのは1,000万しかございません。この市長選後の新たな事業の予算の財源というのはどこから求めるのかということが不思議になってきまして、どうするんだろうと。借金をするのか基金を起こすのか、予想されるのは、22年度の繰越金がどれだけ回ってくるかということになるかなあという気がし

ておるんですけれども、そこら辺、財政担当として新たな事業の財源はどうして求められるのか、考えがありましたらお聞きしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 小寺議員の御質問にお答えしたいと思います。

骨格予算ということは、既に先ほど申しました11月の予算編成の段階で示されておったわけですが、通常、骨格予算というのは自治法上の言葉ではございませんが、現実的に使われている言葉で、今、議員がおっしゃられたように、新規の施策等を見送って政策的経費を極力抑えて事務的経費を中心に編成する予算でございますが、そうするとほかの予算はどうなるかということ、通常肉づけ予算と言われておるわけですが、骨格にいろんな政策を盛り込んで肉づけするというようなことで、肉づけ予算というふうに言われております。その原資をどうするのかという話になりますが、お手元に配付しております予算概要の2ページを見ていただきたいと思います。22年度と23年度を比しまして、減額になっている部分で繰入金というのがございますね。繰入金が6億ぐらい。この繰入金というのは、いわゆる財政調整基金とか、あるいは公共施設整備基金の方から取り崩して充てるものでございます。今回は政策的なことが入っておりませんので、必然的に繰入金が少なくなっているということでもあります。将来的に、6月になるか7月になるかわかりませんが、肉づけ予算を上程する際は、繰入金から取り崩すことがまず第1に考えられるだろうと思います。そして、税等の負荷がなされまして、ある程度増収が見込める場合はそういったものを財源に充てていくということでございます。

繰入金というのは、本来、公共施設整備基金でもそうですが、目的を持って積み立てをしたものでございますので、目的を持った施策について充当されるというのは当然の財源措置ということで考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時01分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの議案第13号について、弘岡環境水道部長から訂正の発言がございますので、許可をいたします。

弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 議案第13号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての小寺議員からの質問の中で、居倉集積場と申しましたのは、居倉にある巢南集積場のことでございますので、巢南集積場に改めさせていただきます。おわび申し上げます。

日程第19 議案第24号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第19、議案第24号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

1 1 番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第24号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について質問させていただきます。

予算書141ページ、繰入金02項目の基金繰入金の欄に、本年度の国民健康保険基金繰入金が1億3,798万2,000円と記されています。22年度の補正予算では、基金の積み立ては2億4,742万4,000円であります。市の予算の概要、平成23年度分の21ページをごらんになりますと、下の方の基金の項目の中で国民健康保険基金ということになっています。その欄に21年度の末のやつが3億8,079万9,000円、そして23年度増額見込みということで取り崩し額が1億3,798万2,000円と記されています。私は普通、基金が22年度で3億八千何がしかあると、今回の23年度の見込みで1億3,798万2,000円と記されている以上、簡単に言うと5億ぐらい来年度はあるんじゃないかということですが、その説明等お願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問の国民健康保険の基金の状況ということでございますが、今年度末となりますと、5億322万3,000円という想定をしておりますが、先ほど総括でございました補正予算の方から御説明させていただきたいと思いますが、21年度末3億8,079万9,000円の決算を見ておるわけですが、22年度におきましては3億8,079万9,000円の残高に22年度で取り崩し額1億2,500万円予定をしております。さらに22年度の積立金ということで、決算剰余金等が発生しましたので2億4,700万円、9月の補正で議決をいただいております。さらに利息を42万4,000円で2億4,742万4,000円を積み立てるということとなりますと、最終的にこの概要書にありますように5億322万3,000円の決算見込みと想定しております。

さらに23年度におきましては、積立金につきましては、予算書にございますが利息分20万2,000円をプラス、さらに財源調整といいますか、取り崩しが1億3,798万2,000円を減額する。その結果、23年度末では3億6,544万3,000円になるという数字を上げておりますが、22年度で繰越金がどれだけ出るか、これによっても変わるとは思いますが、23年度で繰越金は約4,900万円と計上させていただいております。そこで億単位で剰余金といいますか繰り越しが発生すれば、その分をまた基金に積むということも想定できますので、現段階ではプラス・マイナス・ゼロの収支で予算書をつくっておりますので、剰余金を見込んでの積み立てというのは現在のところしておりませんが、プラスアルファで決算の結果によっては積み立てができるのではないかと想定をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 少し確認をしたいと思えます。1億三千七百何がしというようなこの23年度見込み、再度お聞きしたいんですけども、これの22年の見込みで3億8,000万ということなんですけど、取り崩し額というふうな項目の欄にあります。これはあくまでも見込みということですので、来年度の予算計上の基金の中には繰り入れないような方向なんです。再度お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 基金から繰り入れはしないのかという御質問でよろしいでしょうか。

こちらで取り崩し額1億3,798万2,000円、これは基金から財源を調整するために取り崩して繰り入れるということにしておりますので、当然22年度末は5億あっても、税とかいろんな収入、歳出に及ばない部分はこの部分で補うという予定にしております。積み立てについては、この基金の保有している利息分を上げる。さらに22年度から繰越金が多く発生すれば、今後医療費が安定して下がるとか、さらに徴収が上がって財源ができなくなると当然繰り越しが多くなります。その分をまたさらに9月の決算の段階で補正等で計上させていただきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） わかりました。これに関連して質問をさせていただきます。

前回、国民健康保険の運営委員会の資料をいただきました。その中で、国保に入ってみえる方の平均年収が書いてあります。20年度の所得額が平均で144万5,334円、1人当たりの所得額が76万7,360円、しかし、来年度の今のことを考えますと、24年度の見込みが1世帯当たり120万5,479円、23年度の予算より約4万5,000円上がっていますが、20年度から比べますと約24万

円ほど下がっているという見込みが記載されています。それを見ますと、今大変経済事情も悪い。そういう中で、私たちの考え方として、基金を繰り入れるというような、一般会計から繰り入れるという動きがございます。それで、国会の方も志位さんがこのような方向づけをする
と質問されました。そういう意味で基金の運用方法等、厳格にしてもらいたい、そういう思い
で質問させていただきました。また、最終日にいろんなことを検討させていただきまして採決
したいと思います。以上で終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第25号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第20、議案第25号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第26号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第21、議案第26号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第27号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第22、議案第27号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第28号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第23、議案第28号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第29号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第24、議案第29号平成23年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第30号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第25、議案第30号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第31号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第26、議案第31号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第6号から議案第31号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しました議案の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。大変御苦労さんでした。

散会 午前11時16分